○登米市協働キャラクターの使用に関する要綱

平成20年３月14日

告示第52号

（目的）

第１条　この要綱は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、登米市協働キャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「キャラクター」とは、別表に掲げるものをいう。

（使用承認の申請等）

第３条　キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、登米市協働キャラクター使用申請書（様式第１号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用の承認）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登米市協働キャラクター使用承認通知書（様式第２号）により申請者にキャラクターの使用を承認するものとする。

(1)　協働のまちづくりを行うシンボルとして使用すると認めるとき

(2)　協働の推進に寄与するものと認めるとき

(3)　前２号に掲げる場合のほか、特に必要と認めたとき

２　市長は、使用の承認に際し必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第５条　キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用承認の取消し）

第６条　市長は、第４条の規定によりキャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1)　使用の承認に際し付した条件に違反したとき。

(2)　使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

２　市長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、その補償の責めを負わない。

（使用結果報告）

第７条　使用者は、市長が使用結果を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

（庶務）

第８条　承認に関する庶務は、まちづくり推進部において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成20年３月14日から施行する。

附　則（令和２年３月31日告示第76号）抄

（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

登米市協働キャラクター　「とめ丸」

